

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「瀬戸内4県ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは2006年7月21日に設定し、主としてわが国の取引所上場株式の中から、広島、岡山、山口、愛媛の各県に本社を置く企業の株式および当該各県に進出している企業の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年7月末時点の受益権口数が約5.6億口と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の目安となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2021年10月21日
- ・ 異議申立期間 : 2021年10月21日～2021年11月29日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 2021年11月30日
- ・ 買取請求期間 : 2021年12月9日～2021年12月28日
- ・ 繰上償還日(予定) : 2022年1月14日

3. 異議申立て手続きについて

2021年10月21日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2021年10月21日から2021年11月29日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2021年10月21日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2022年1月14日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社が買取請求書を受理した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額)で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2021年10月21日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社